

火薬類の事務取扱いに関する訓令

昭和41年12月26日
石川県警本部訓令第6号

改正 昭和42年12月15日警察本部訓令第12号
昭和53年4月11日警察本部訓令第9号
昭和54年3月27日警察本部訓令第6号
昭和55年12月11日警察本部訓令第15号
昭和60年3月20日警察本部訓令第2号
平成4年2月25日警察本部訓令第3号
平成19年7月10日警察本部訓令第19号

火薬類の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

火薬類の事務取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)以下「法」という。)火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号。以下「府令第65号」という。)及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和41年総理府令第46号。以下「府令第46号」という。)に基づく事務のうち警察署長(以下「署長」という。)が行う事務及び石川県公安委員会事務専決規程(昭和39年石川県公安委員会規程第1号)並びに石川県警察における事務の専決に関する訓令(昭和39年石川県警察本部訓令第2号)により行う専決事務の取扱いの要領を定めるものとする。

(運搬証明書の交付)

第2条 署長は、府令第65号第2条第1項の規定による火薬類の運搬の届出(以下「運搬届」という。)があつたときは、記載事項及び運搬計画表について運搬する火薬類の種類、数量、積載場所、到着場所、運搬の通路、運搬の日時等を審査し、支障がないと認めるときは運搬証明書(以下「証明書」という。)を交付しなければならない。

(運搬の通知)

第3条 署長は、証明書を交付したときは、当該火薬類の通過地及び到着地を管轄する署長に火薬類の運搬の通知書(別記様式第1)により速やかに通知しなければならない。この場合において、通過地又は到着地が県外に及ぶときは、当該公安委員会に対する通知は、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」

という。)を経由するものとする。

- 2 火薬類の運搬の通知を受けた署長は、管内の通路等に支障があって運搬が危険であると認めるときは、直ちにその状況を通知した署長又は生活安全企画課長に連絡しなければならない。

(運搬開始前の証明書の記載事項の変更届の措置)

- 第4条 署長は、府令第65号第4条の規定による証明書の記載事項の変更の届出があつたときは、その理由を審査し、支障がないと認めるときは、証明書の記載事項の変更の部分を書き換えて交付するものとする。

(運搬開始後の証明書の記載事項の変更の措置)

- 第5条 署長は、火薬類を運搬中の者から府令第65号第4条の規定による証明書を交付した署長又は他の公安委員会に必要な事項を確かめた上、当該証明書の上部欄外に変更事項を記載し、届出のあつたことを証明すること。

(証明書等の再交付)

- 第6条 証明書を交付した署長は、府令第65号第5条の規定による証明書の再交付申請書の提出があつたときは、申請の理由及びその事実を審査し、新たな許可証を作成して交付するものとする。

- 2 署長は、火薬類を運搬中の者から証明書の再交付の申請があつたときは、申請者に証明書の紛失等の届出書を提出させ、証明書を交付した署長又は他の公安委員会にその記載事項を確かめた上、別に定めるところにより措置すること。

- 3 第5条及び前項の他の公安委員会に対する照会は、生活安全企画課長を経由するものとする。

- 第7条 削除

(譲渡許可)

- 第8条 署長は、府令第46号第2条の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書の提出があつたときは、譲渡の目的及び記載事項について審査し、支障がないと認めるときは、同令第5条の規定による譲渡許可証を交付しなければならない。

(譲受許可)

- 第9条 署長は、府令第46号第3条の規定による猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請書の提出があつたときは、譲受けの目的及び同条第2項の規定により提示した猟銃・空気銃所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証、狩猟者登録証、鳥獣捕獲許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては従事者証。)(以下「銃砲等の許可証」という。)について審査し、支障がないと認めるときは、同令第5条の規定による譲受許可証を交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、1件について次の量を超えた譲受け申請があるときは、許可をしてはならない。

一 技能検定受験の場合

ライフル射撃は実包

50個

クレー射撃は実包	50個
二 射撃教習受講の場合	
ライフル射撃は実包	150個
クレー射撃は実包	300個
三 前二号以外の場合	
実包又は空砲合計	5,000個

ただし、石川県クレー射撃協会又は石川県ライフル射撃協会から、国民体育大会の選手若しくは同候補者として推薦された者については、10,000個までとする。

銃用電管 2,000個

無煙火薬又は黒色猟用火薬合計 5キログラム

- 3 署長は、第1項の譲受許可数量が、規則第15条の規定によつて火薬庫外に貯蔵できる数量（実砲又は空砲800個）を超えるときは分割して譲り受けることの条件を附し、その旨を当該許可証の注意事項欄に朱書して交付しなければならない。
（許可証の書換）

第10条 署長は、府令第46号第6条の規定により猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の書換申請書の提出があつたときは、その理由を審査し、当該許可証の変更の部分を書き換えて交付するものとする。ただし、申請の理由が火薬類の種類、数量、名称、有効期間又は譲渡の相手方の変更であるときは、新たな許可申請をさせなければならない。

（許可証の再交付等）

第11条 署長は、府令第46号第7条の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付申請書の提出があつたときは、その理由を審査し、支障がないと認めるときは当該許可にかかる申請書に基づいて新たな許可証を作成交付するものとする。

2 削除

（譲渡許可証等の継続記載欄の追加）

第12条 署長は、府令第46号第8条の規定により譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲受人記載欄に余白がなくなつた者から当該記載欄の継続について追加を求められたときは、提出した許可証に基づいて新たな許可証を作成交付し、旧許可証にその旨朱書し、許可申請書に添付しておかなければならない。

（輸入の許可）

第13条 署長は、府令第46号第9条第1項の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可申請書の提出があつたときは、第2項の規定により提示した銃砲等の許可証及び輸入目的について審査し、支障がないと認めるときは、許可しなければならない。

- 2 前項の許可は、当該申請書に許可する旨を記載して輸入許可書として交付する

ものとする。

- 3 署長は、前項の輸入の許可を受けた者から許可書の記載事項の変更の届出があつたときは、当該許可書の変更の部分を書き換えて交付しなければならない。

(輸入の届出)

- 第14条 署長は、猟銃用火薬類等を輸入した者から府令第46号第10条の規定による届出があつたときは、前条の許可申請書と照合し、これに添付しておかなければならない。

(消費許可)

- 第15条 署長は、府令第46号第11条第1項の規定による猟銃用火薬類等の消費許可申請書の提出があつたときは、同条第2項の規定により提示した銃砲等の許可証並びに消費の目的、消費地、消費期日及び無許可消費数量を超えて消費する理由等について審査し、支障がないと認めるときは、申請書の余白に許可する旨を記載して消費許可書として交付するものとする。

- 2 前項の消費の許可を受けた者から許可書の記載事項の変更の届出があつたときは、その理由を審査し、支障がないと認めるときは、当該許可書の変更の部分を書き換えて交付しなければならない。

(疑義のある場合の取扱い)

- 第16条 署長は、第2条の運搬証明書の交付、第8条の譲渡許可、第9条の譲受許可、第13条の輸入許可及び第15条の消費許可について疑義のあるときは、意見を具して、警察本部長(以下「本部長」という。)の指示を受けて処理しなければならない。

(申請書及び届出書の提出部数)

- 第17条 府令第46号第13条第2項の規定により猟銃火薬類等に関する許可申請書及び届出書類は一通とする。ただし、次に掲げる申請書は二通提出させるものとする。

一 輸入許可申請書

二 消費許可申請書

(危険時及び事故届出の措置)

- 第18条 署長は、法第39条第2項又は第46条第1項の規定による届出があつたとき、又はその事実を知つたときは、直ちに危害防止の措置をとり若しくは必要な調査手配を行い、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

- 第19条 削除

(意見を求められた場合の措置)

- 第20条 署長は、法第52条第1項の規定による許可について、意見を求める文書を受理したときは、公共の安全その他治安上支障の有無を調査し、意見を付して本部長に報告しなければならない。

(通報の措置)

第21条 署長は、法第52条第2項の規定による通報を受理したときは、立入検査を行いその実態を把握しなければならない。

(許可証等の受払)

第22条 署長は、用紙受払簿(別記様式第2)を備え付け、運搬証明書及び猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証の受払状況を記載しておかなければならない。

(台帳の作成整備)

第23条 署長は、第21条の措置をとつたときは、別記様式第3号の火薬類台帳を作成し火薬類取扱場所の立入検査実施要領(昭和53年4月15日付本部長通達)に定める様式第1号~第4号の各台帳と共に保管しなければならない。別記様式第3の備考欄には、防犯設備その他警備上必要な事項を記載するものとする。

2 署員は猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費について許可したときは、当該許可申請書を整理保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 火薬類の事務取扱いに関する訓令(昭和36年石川県警察本部訓令第15号以下「旧訓令」という。)は廃止する。
- 3 この訓令施行の際旧訓令第16条により立入検査の指定を受けている者は、この訓令第22条第1項の指定を受けた者とみなす。

附 則(昭和42年12月15日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和42年12月15日から施行する。

附 則(昭和53年4月11日警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和53年4月11日から施行する。

附 則(昭和54年3月27日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年12月11日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和55年12月15日から施行する。

附 則(昭和60年3月20日警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則(平成4年2月25日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成19年7月10日から施行する。

別記様式第1（第3条）

課長		次席		補佐		係長		主任		係	
火薬類の運搬の通知書 (1)発信 月 日 午 前後 時 分 受											
(2) 発信 県 署名 受						(3) 取扱者		発 受			
(4) 通知先	県（署）名										
	取扱者名										
(5) 運搬届出人 住所氏名											
(6) 届出火薬類の種類 および数量											
(7) 車両の種類台数 および運転者名											
(8) 発送場所											
(9) 到達場所											
(10) 通路および 通過日数											
(11) 備考											
注 (11)の欄には上記各欄に掲げる通知事項のほか、特に通知する必要のある事項および相手方から連絡のあった事項について記入すること。											

別記様式第3（第23条）

火 薬 類 〔 製 造 〕 台 帳
〔 販 売 〕
〔 火 薬 庫 〕

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号				
所 有 者 ()	住 所	電 話				
	氏 名 生年月日	年 月 日 生				
保 安 責 任 者	住 所					
	氏 名 生年月日	年 月 日 生				
	資 格					
火 薬 庫 ()	所 在 地					
火 薬 庫 の 種 別	式 棟	級 室	庫	平 方 メ ー ト ル		
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類、 最 大 貯 蔵 量						
参 考 事 項	製 造 ア 危 険 工 室 イ 製 造 火 薬 類 の 名 称 ウ 従 業 員 数 販 売 ア 取 扱 火 薬 類 の 種 類 イ 専 業 ・ 兼 業 ・ 卸 小 売 火 薬 庫 ア 保 安 距 離 イ 構 造 設 備					

備

考